

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の寄附行為の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 31 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 30 条、第 31 条第 1 項 私立学校法施行規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。</p> <p>① 目的</p> <p>② 名称</p> <p>③ その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）</p> <p>④ 事務所の所在地</p> <p>⑤ 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定</p> <p>⑥ 理事会に関する規定</p> <p>⑦ 評議員会及び評議員に関する規定</p> <p>⑧ 資産及び会計に関する規定</p> <p>⑨ 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定</p> <p>⑩ 解散に関する規定</p> <p>⑪ 寄附行為の変更に関する規定</p> <p>⑫ 公告の方法</p> <p>2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。</p> <p>3 第 1 項第 10 号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>4 所轄庁は、第 1 項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が法第 25 条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第31第4号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の寄附行為の補充
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 32 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 32 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 5 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の仮理事の選任
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 40 条の 4

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 40 条の 4
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 7 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の特別代理人の選任
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 40 条の 5

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 40 条の 5
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。 この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 8 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の寄附行為の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 45 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 45 条第 1 項 私立学校法施行規則第 4 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 9 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の解散の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 50 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 50 条第 1 項・第 2 項 私立学校法施行規則第 5 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	1 学校法人は、次の事由によつて解散する。 ① 理事の 3 分の 2 以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 ② 目的たる事業の成功の不能 2 前項に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 10 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	学校法人の合併の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	私立学校法第 52 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	私立学校法第 52 条 私立学校法施行規則第 6 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	1 学校法人が合併しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 31 第 14 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日